

## 「相続と遺産分割」

相続が発生すると基本的には遺産分割が必要となります。

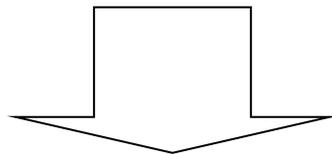
(法定相続人が複数のケース)

遺産分割上の注意点

1. 法定相続人の遺留分を考慮する必要あり。
  - \* 法定相続人の構成・関係により異なる。
2. 被相続人の遺志が反映できない場合がある。
3. 分割協議の話合いがまとまらないケースがある。

\* 法定相続人の人数が多い場合

誰かがリーダーシップをとる必要があるが、相続財産の把握が難しく、公平性という観点から他の法定相続人より疑念を抱かれるケースがある。



「被相続人自身が生前に遺言書（コストはかかるが公正証書遺言が望ましい）を作成し、ご自身の遺志を明記し、リーダーシップをとる人を指名し、遺留分を考慮した上で財産分与を決めておくことが肝要でしょう。」

何事も事前の準備が大切です。弊社としてもご相談に乗ることも可能ですので、お気軽にお尋ね下さい。